

## 新型コロナウイルス感染症関連情報

— 国民健康保険・後期高齢者医療制度にご加入の方へ —

### 保険税(保険料)の減免措置と傷病手当金の支給

市では、国民健康保険に加入している方で、新型コロナウイルス感染症に感染またはその疑いのため、仕事を欠勤することを余儀なくされ、給与などの収入が得られなくなった方や、感染症の影響で事業収入などが一定程度減少する方に、次のような特例措置を設けています。後期高齢者医療制度に加入している方についても、同様の特例が受けられます。

#### 保険税(保険料)の減免

**対象者** **全額免除** 世帯主が新型コロナウイルス感染症にかかり、重篤な症状となった方  
**一部減額** 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少された方で、次のすべての要件を満たす方

- ①世帯主の令和3年中の事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。
- ②世帯主の前年の所得の合計額が1,000万円以下であること。
- ③世帯主の収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

※世帯主以外の方が世帯の生計維持者である場合は、その旨を申し立ててください。

**申請方法** 収入を証明する書類などを添えて、申請書をご提出ください。減免の対象となるか等についてご案内しますので、まずは保険年金課までご連絡ください。

#### 仕事を休んだ場合 傷病手当金が支給されます

**対象者** 新型コロナウイルス感染症にかかった、またはその疑いがある、4日以上仕事を休んだ被用者(会社員、パート、アルバイトなどをして給与を受けている方)  
※自営業や個人事業主の方は対象となりません。

**対象となる日数** 令和2年1月1日から令和3年9月30日の間で、勤務予定であった日  
※給与が出ている期間は除きます。  
※今後、期間が延長される場合があります。

**支給金額** 1日の平均給与額(直近3か月で計算) × 3分の2 × 休んだ日数

**申請方法** ご本人、事業所、医療機関に記入していただく申請書をお渡ししますので、保険年金課窓口までお越しください。  
※市のホームページからもダウンロードできます。

**お問合せ** 保険年金課 ☎ 0297(21)2187

時短要請対象の  
飲食店向け

忘れずに申請してください

### 営業時間短縮要請に係る協力金(茨城県)

県からの営業時間短縮要請にご協力いただいた事業者には協力金が支給されます。

(坂東市が感染拡大市町村の指定を受けた令和3年6月3日～6月16日(14日間))

**要請対象業種** 全ての飲食店(食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている店舗の事業者)

**要請内容** 午後8時から午前5時の間の営業自粛要請(酒類の提供は午後7時まで)

**申請期限** 令和3年7月31日(土)まで

**お問合せ** 茨城県営業時間短縮要請および協力金問合せ窓口  
☎ 029(301)5393(平日 午前9時～午後5時)

対象者、支給額など  
詳しくはこちら▶

